別紙様式第三十七　（平23財令96・全改、令元財令９・令２財令68・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

円建外債に対する投資残高に関する報告書

（　　年末現在）

財　務　大　臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：

報　告　者：
名称及び
代表者の氏名

報告者の区分　（該当分に○）
１．銀行　２．その他金融機関　５．その他

所在地

責任者の氏名

担当者の氏名　（電話番号）

勘定区分（該当分に○）

	銀行勘定分
	信託勘定分

（証券種類：　　）

（単位：億円）

所在国又は地域	自己分		保護預り分					
		うち寄託分	居住者					非居住者
			銀行	その他金融機関	一般政府	中央銀行	その他	

合　　計								

（記入要領）１　西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円建外債の保有残高が対象（保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。

２　「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

３　信託業務を兼営する銀行等にあっては、銀行勘定分と信託勘定分をそれぞれ別葉に作成し「勘定区分」欄の該当分に○印を記入すること。

４　「証券種類」欄には、「国債・公債（発行時の満期が１年を超えるもの。）」、「事業債（同１年を超えるもの。）」、「短期証券（同１年以内のもの。）」の別を記入し、それぞれ別葉で作成すること。

５　「所在国又は地域」欄には、証券発行体の所在国又は地域を記入すること。

６　寄託分は、自己で保有しているもののうち、本邦の銀行等又は金融商品取引業者に保管を委託しているものを記入すること。

７　顧客からの保護預り分については寄託者の部門別に区分して記入すること。

８　計数記入欄の上段には、原則として時価で記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること。

９　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本産業規格Ａ４）